

令和8年5月10日

長岡市長 様

(申請者)

郵便番号	940-0062
住所	長岡市大手通2-6
ふりがな	ながおか たろう
氏名(自署)	長岡 太郎
電話番号	0258-39-2265

## 長岡市屋根雪下ろし命綱固定アンカー設置補助金交付申請書

長岡市屋根雪下ろし命綱固定アンカー設置補助金交付要綱第7条により、裏面の承認事項に同意の上、次のとおり申請します。

区分 (当てはまるものにチェック)	<input checked="" type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 要援護世帯 <input type="checkbox"/> 要援護世帯(非課税世帯等)
所在地	(工事を行う住宅等の住所を表記。申請者住所と同じ場合は記入不要。)
工事予定期間	令和8年6月15日から 令和8年7月15日まで
施工業者	所在地 長岡市幸町2-1-1
	名称又は氏名 長岡建築 (担当者: 改修 一郎)
	電話番号 0000-00-0000
対象住宅等 (当てはまる方にチェック)	<input checked="" type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 付属屋(住宅と一体に利用している車庫・倉庫・物置等) <small>※複数棟施工する場合、1棟につき1部申請書が必要になります。</small>
総工事費	240,000 円 (工事全体費用(税込))
補助対象 工事費	240,000 円 (税込)
交付申請額	50,000 円 (千円未満切り捨て) ※一般: 補助対象工事費の1/2 (上限5万) 要援護: 補助対象工事費の2/3 (上限8万) 要援護(非課税世帯等): 補助対象工事費の9/10 (上限10万)
	長岡市記入欄

裏面も必ず印刷する

(裏面に続く)

## 承認事項

- ・過去に長岡市屋根雪下ろし命綱固定アンカー設置補助金の交付を受けていません。
- ・工事対象住宅は克雪住宅（屋根雪を人力で下ろす必要のない住宅）ではありません。
- ・交付決定後に契約・着工し、令和8年12月25日までに工事完了し実績報告書を提出します。
- ・市内の住宅に現在居住しています（又は居住予定です）。
- ・市税を滞納していません。
- ・暴力団員又は暴力団関係者ではありません。
- ・暴力団の利益になる利用ではありません。
- ・この申請書の内容について、暴力団排除のため、関係する官公庁へ照会する必要があることに同意します。
- ・本事業の申請に関する内容確認のため、住民登録状況及び市民税の課税状況、納税状況、固定資産情報、他の制度の活用状況について、貴職において調査を行うことに同意します。
- ・本事業要綱の規定に違反した場合や虚偽の申請を行った場合は、交付決定の取消により、市長の求めに応じ、交付した補助金を返還することに同意します。
- ・本事業の実績報告書等に添付する施工写真について、当市が作成するパンフレットに掲載する必要があることについて同意します。

### 添付書類

- ・工事内容説明書（別紙）
- ・工事見積書の写し（補助対象工事の詳細が分かる見積書）
- ・事業の実施前の写真（全ての屋根が確認できる、家屋全体の写真で可）
- ・【要援護世帯の場合】要援護世帯であることがわかる書類（世帯員全員の住民票の写し、手帳の写しなど）
- ・要援護世帯【非課税世帯等】の場合  
非課税世帯であることを証明できる書類（世帯員全員の非課税証明書）
- ・【付属屋の場合】住宅と一体に利用していることがわかる書類（敷地及び建物関係位置図）

### 長岡市記入欄

### 備考

(別紙)

工事内容説明書

申請者名 長岡 太郎

工 事 内 容	<input checked="" type="checkbox"/> 命綱固定アンカー <input type="checkbox"/> 雪下ろし転落防止柵 <input type="checkbox"/> 昇降用ハシゴ
---------	---

仕 様

- ・屋根伏図や立面図を用いて、どの場所にどのようなアンカー等が設置されるのかわかるよう記載してください。
- ・寸法、主材、留具材も記載してください。
- ・工事業者作成の図面等でも代替可能です。

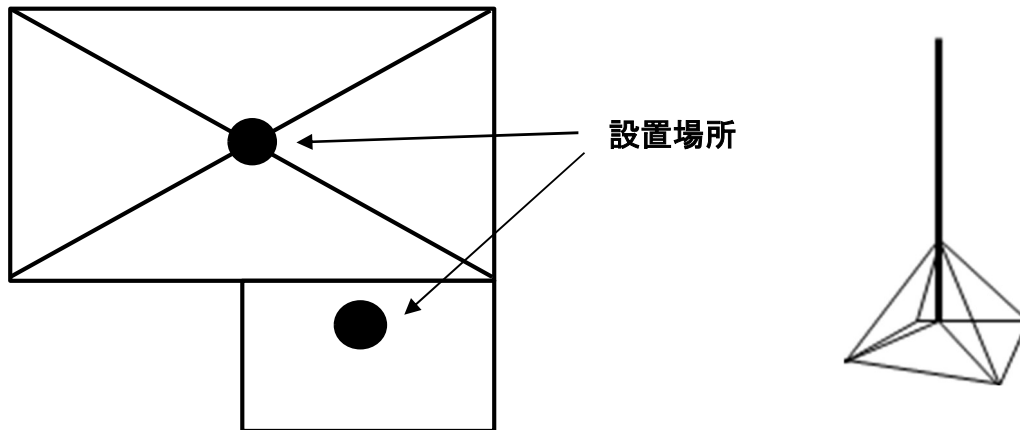
寸法：1.5m×1.5m×1.8m

主材：銅管（直径50mm）

アングル50mm×50mm

留付材：雪留め金具（6個）

設置台数：2台



※新潟県屋根雪下ろし命綱固定アンカーガイドブックを参照してください。

URL： <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/jutaku/1356875666987.html>